四　積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動の実施

施設利用研究の成果は、科学技術の振興を図るとともに、中性子線の利用分野等に関する新たな知見を活かした特定中性子線施設の更なる利用を促進する観点から、知的公共財として積極的に公表し、普及されるべきものである。

このため、登録機関においては、その成果の公表を促進する方策を実施するとともに、利用者相互の情報交換が適切になされるよう配慮する必要がある。ただし、知的財産の保護の観点から施設利用研究の成果を公表することが難しい場合には、特許権の確立、製品化等による成果の普及を図ることが求められる。

また、登録機関においては、新たな利用者を発掘し、また特定中性子線施設の整備及び運営に対する国民の理解等を得る観点から、シンポジウムやインターネット等による積極的な啓発活動に努めることが重要である。

五　国際的な頭脳循環における中核的拠点の形成

国内外の関係する研究機関及び研究者等の交流による多様な知識の融合を図ることにより、我が国が世界の科学技術振興を先導し、これに貢献するとともに、国際競争力の飛躍的な向上につながる研究成果を創出するためには、特定中性子線施設を国際的な頭脳循環における中核的拠点として位置づけ、その積極的な活用を図ることが重要である。

このため、日本原子力研究開発機構及び登録機関においては、原則として、施設を海外の研究者等にも国内の研究者等と同様に公平に共用に供することで国内外の研究者による先端的・革新的な研究等を促進するとともに、国際的なシンポジウム等を積極的に開催し、その成果を世界に向けて発信することにより、世界の中で存在感を発揮することが必要である。

六　登録機関の研究機能の強化

特定中性子線施設が国際的な頭脳循環における中核的研究拠点となり、優秀な研究者等をひきつけるためには、登録機関自らが中性子線の発生及びその利用に関する高い知見を有することが重要であり、登録機関における研究者の流動性を確保しつつ、新しい利用技術の開発を含め、研究機能の強化を図る必要がある。

このため、登録機関においては、国内外の関係する研究機関との間で、研究者の交流や共同研究等を積極的に推進するとともに、人材交流の活性化に配慮する必要がある。

第三　中性子線共用施設の整備及び中性子線専用施設の設置に関する事項

一　中性子線共用施設の整備

日本原子力研究開発機構においては、中性子線共用施設の整備に当たって、機器性能の高度化を含め、利用者のニーズが適切に反映されるとともに、施設が効果的に活用されることが重要であることを踏まえ、幅広い分野の研究者等の意見や国内外の研究の動向等を適切に把握しつつ、計画的に整備を進めることが必要である。

その際、利用者のニーズを把握すべき立場にある登録機関と密接に連携し、その意見に十分配慮するとともに、科学技術基本計画等を踏まえ、国際協調と国際競争力の強化のバランスに配慮しつつ、計画的に実施していくことが必要である。

二　中性子線専用施設の設置

登録機関においては、日本原子力研究開発機構及び高エネルギー加速器研究機構以外の者が自らの負担により建設する中性子線専用施設の選定に当たって、第二の一に規定する基準に従った審査を行い、公平性及び透明性を確保するとともに、専用施設とする必要性、施設の維持管理能力等を確認することが必要である。また、中性子線専用施設の設置後も、その実績について適切な評価を行うことが必要である。上記の選定及び評価を行うに当たっては、国、日本原子力研究開発機構及び登録機関が密接に連携を図る必要がある。

第四　中性子線共用施設の運営及び中性子線専用施設の利用に関する事項

一　利用者本位の利用促進業務の実施

施設利用に関する諸手続については、登録機関において利用者に対する窓口の一元化を図るとともに、その簡素化に努める必要がある。

また、登録機関においては、特定中性子線施設が最大限活用されるよう幅広い分野における利用者のニーズの把握に努め、日本原子力研究開発機構と協力してそれを施設の運営に反映するとともに、これまでの利用方法に加え、様々な利用方法を可能とするなど、利用者本位の利用促進業務を行うことが必要である。

二　施設の適切な運転及び維持管理等

特定中性子線施設は、中性子線共用施設又は中性子線専用施設のみならず、入射系等特定中性子線施設に係る施設が一体として一つの機能を果たすものであることから、日本原子力研究開発機構においてその全体の一体的かつ効率的な運転及び維持管理が行われることが重要であり、施設の運転及び維持管理を委託する場合には、受託者との適切な連携を図る必要がある。

さらに、日本原子力研究開発機構においては、施設全体を通じた安全管理についても、登録機関及び中性子線専用施設の設置者の協力を得つつ、大強度陽子加速器施設の共同設置者である高エネルギー加速器研究機構と一体となって、関係法令等に従いその万全を期する必要がある。

また、中性子線専用施設の設置者は、その設置の趣旨を踏まえた施設利用研究を実施するとともに、登録機関においては、当該施設の利用状況を把握し、必要に応じて当該設置者に対して適切な助言を行う必要がある。

三　充分な利用時間の提供

日本原子力研究開発機構は、国内外の中性子線施設の運転状況も参考にしながら、利用者のニーズに可能な限り応えるために、効果的・効率的な運営を図りつつ、充分な利用時間の提供に努める必要がある。

第五　その他特定中性子線施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

一　高エネルギー加速器研究機構との連携

日本原子力研究開発機構は、特定中性子線施設の運営に当たっては、大強度陽子加速器施設全体が一体的に運営されることが重要であるということに鑑み、高エネルギー加速器研究機構の設置する施設に影響を及ぼす施設の運営について、高エネルギー加速器研究機構と密接に連携を図る必要がある。

二　地元自治体等との連携

特定中性子線施設は、当該施設が立地する地域における科学技術活動を活性化し、新産業・新事業の創出を促進するという観点からも重要であり、地域における産学官連携の深化をはじめとして、地元自治体等との連携が求められる。

また、我が国が世界の科学技術振興を先導し、これに貢献するとともに、我が国に特定中性子線施設を核とした国際的な頭脳循環における中核的拠点を設けていくためには、外国人研究者の受け入れ環境の整備等を進める必要があり、この点についても地元自治体と連携を図る必要がある。

三　関係研究機関との連携

中性子線や放射光等の量子ビームは、それぞれ固有の物理的特性や物質との相互作用を持ち、利用できる研究分野や範囲が異なっており、これら特徴の違いを有効に活かし、複数の量子ビームを相補的に利用することにより、対象物質の構造や機能を俯瞰したより高度な計測等が可能となる。

このため、日本原子力開発機構及び登録機関においては、特定中性子線施設をより有効に活用するため、他の量子ビーム施設との適切な役割分担を考慮するとともに、それらとの連携を図ることが必要である。

○文部科学省告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　高木　義明

名称	所在地	地域
垣ノ島遺跡	北海道函館市臼尻町	四〇六番一、四〇六番三、四〇六番一二、四〇六番一三、四〇八番三、四一六番一、四一六番二、四一六番三、四一六番四、四一六番八、四一六番一〇、四一七番一、四一七番二、四一七番三、四一七番四、四一七番五、四一八番、四一九番一、四一九番二、四二〇番、四二六番一、四二六番二、四三一番、四